

「Dialpad Air 0AB-J」およびIP-One IP フォン B プラン「Dialpad」 特約条項

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、第 3 条に定める Dialpad 電話サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するため、この特約（以下「本特約」といいます。）を制定します。本特約は、当社が定める I P 電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）の第 43 条の 8 に基づき、約款の規定を本特約の内容の一部変更する事項を定めることを目的とします。

（本特約の適用）

第 1 条 本特約の内容が約款に基づく提供条件と異なる場合、その部分についてはこの特約条項の内容を優先し、その他の部分については約款の規定によるものとします。

（本特約の変更）

第 2 条 当社は、約款に定める方法により本サービス契約者に通知することにより本特約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の特約によります。

（用語）

第 3 条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1)	Dialpad 電話サービス	Dialpad Inc.（所在地：12935 Alcosta Blvd. #559, San Ramon, CA 94583, USA）（以下「Dialpad 社」という）から提供される音声接続を可能とするサービスと接続する形態で提供される、約款の第 7 種 I P 電話サービスで本特約の規定を適用して提供する I P 電話サービスおよび第 1 種 I P 電話サービスで本特約の規定を適用して提供する I P 電話サービス
(2)	Dialpad 電話用回線	契約者の活動拠点に敷設された回線を利用する、Dialpad 電話サービス用の回線
(3)	Dialpad 電話番号	Dialpad 電話サービス契約者に当社が指定する電話番号。1 の Dialpad 契約ごとに 1 の音声通信番号、および番号付与特定ライセンスごとに 1 の音声通信番号が付与される。電話番号には、第 1 種音声通信番号（特定 IP 電話番号）と第 2 種音声通信番号（固定電話番号）とがある。
(4)	Dialpad 電話契約	当社から Dialpad 電話サービスの提供を受けるための契約
(5)	Dialpad 電話契約者	当社と Dialpad 電話契約を締結している者
(6)	Dialpad サービス	Dialpad 社が Dialpad というサービスブランドで提供するサービスのうち Dialpad 電話サービスへの接続が可能なサービスとして Dialpad 社が指定するサービス及び当該サービス上で Dialpad 社が提供する音声送信機能から Dialpad 電話サービスへ音声接続するオプションサービスの総称
(7)	Dialpad 契約	Dialpad 社から Dialpad サービスの提供を受けるために Dialpad 社と締結する契約
(8)	Dialpad 契約者	Dialpad 社と Dialpad サービス利用契約を締結している者
(9)	番号付与特定ライセンス	Dialpad 契約に基づき提供されるライセンスのうち、当社が Dialpad 電話サービスの音声通信番号を付与するものとして第 9 条に定めたもの。

（本サービスの提供内容）

第 4 条 当社は、Dialpad 契約者でかつ本サービスの契約者に対し、Dialpad 電話用回線およびそれに付随する設備等、Dialpad 電話用回線と Dialpad サービスとの音声接続機能、ならびに当社および当社の接続する接続事業者との音声通信を提供します。

（第 1 種音声通信番号に係る本サービスの利用期間）

第 5 条 本サービス（第 1 種音声通信番号を用いる場合に限り）のみの解約はできません。本サービス（第 1 種音声通信番号を用いる場合に限り）の利用期間は、番号付与特定ライセンスのサービスの開始日から終了日までとします。

（変更条項）

第 6 条 当社は、本サービスを提供するため、次の各号に掲げる約款の各条項を、それぞれ次のとおり変更します。

(1)第 7 条

当社は、1 の付与された第 1 種音声通信番号ごとに 1 の Dialpad 電話契約を締結します。この場合、Dialpad 電話契約者は、1 の Dialpad 電話契約につき 1 人に限ります。

(2)第 8 条

Dialpad 電話契約の申込みを行うことができる者は、Dialpad 契約を締結し Dialpad サービスの提供を受けている者に限ります。

(3)第 10 条第 2 項(2)

申込者が、第 1 種 I P 電話サービス又は Dialpad サービスに係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4)第 10 条第 2 項(4)

申込者に係る Dialpad サービスが利用停止されている、又は Dialpad 契約の解除を受けたことがあるとき。

(5)第 14 条第 1 項

Dialpad 電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、I P 電話サービス取扱所に通知していただきます。

- (1) 第 1 種音声通信番号に係る Dialpad 契約の解除 (Dialpad 社が提供する Dialpad 電話サービスへの接続機能のみの契約解除を含む)
- (2) Dialpad 電話契約者の住所の変更
- (3) 通信料金等請求書の送付先の変更
- (4) その他、第 9 条に基づき当社に提示した事項の変更

(6)第 15 条の 2 第 5 項

第 2 項及び第 4 項に定める通知を行う場合、当社は、Dialpad 電話契約者の住所等への郵送等の通知、又は、Dialpad 電話契約者への電子メールの送信をもって、その通知を行ったものとみなします。

(7)第 15 条の 3

Dialpad 電話サービス利用権 (Dialpad 電話契約者がその Dialpad 電話契約に基づいて Dialpad 電話サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡は、有償無償その他形態を問わずできません。

(8)第 17 条第 1 項

当社は、次の場合には、その Dialpad 電話契約を解除することがあります。

- (1) Dialpad 電話サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
- (2) 第 23 条 (利用停止) の規定により Dialpad 電話サービスの利用を停止された Dialpad 電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (3) Dialpad 電話契約者が第 23 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- (4) 当社が、Dialpad 電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
- (5) 当社が、Dialpad 電話契約者と Dialpad 社間の Dialpad 契約の終了 (Dialpad 社が提供する Dialpad 電話サービスへの接続機能のみの契約終了を含む) を知得した時

(9)第 18 条の 43

当社は、1 の付与された第 2 種音声通信番号ごとに 1 の Dialpad 電話契約を締結します。この場合、Dialpad 電話契約者は、1 の Dialpad 電話契約につき 1 人に限ります。

(10)第 18 条の 44

Dialpad 電話契約の申込みを行うことができる者は、Dialpad 契約を締結し Dialpad サービスの提供を受けている者に限ります。

(11)第 18 条の 45

第 2 種音声通信番号を利用する Dialpad 電話契約の申込みをするときは、以下を記載した当社所定の契約申込書を I P 電話サービス取扱所に提出していただきます。また、犯罪収益移転防止法に従って必要情報や書類を提示しなければなりません。

- (1) 契約者名、本店所在地、事業内容
- (2) 契約者の主たる活動拠点(本サービス契約者が専ら本サービスを利用する場所)
- (3) その他 Dialpad 電話サービスの申込みの内容を特定するための事項

(注) 本条の場合において、当社は、Dialpad 電話契約者や申込み手続き担当者に、本人であることを証明する書類を提示していただきます。また、Dialpad 電話契約者の主たる活動拠点について、住所や活動等の確認をさせていただきます。

(12)第 18 条の 49 第 1 項

Dialpad 電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、I P 電話サービス取扱所に通知していただきます。

- (1) 第 2 種音声通信番号に係る Dialpad 契約の解除 (Dialpad 社が提供する Dialpad 電話サービスへの接続機能のみの契約解除を含む)
- (2) Dialpad 電話契約者の住所の変更
- (3) Dialpad 電話契約に係る利用箇所の変更
- (4) 通信料金等請求書の送付先の変更
- (5) その他、第 18 条の 45 に基づき当社に提示した事項の変更

(13)第 18 条の 50

Dialpad 電話サービス利用権の譲渡は、有償無償その他形態を問わずできません。

(14)第 18 条の 51 第 1 項

当社は、次の場合には、その Dialpad 電話契約を解除することがあります。

(1) Dialpad 電話サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。

(2) 第 23 条（利用停止）の規定により Dialpad 電話サービスの利用を停止された Dialpad 電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(3) Dialpad 電話契約者が第 23 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

(4) 当社が、Dialpad 電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。

(5) 当社が、Dialpad 電話契約者と Dialpad 社間の Dialpad 契約の終了（Dialpad 社が提供する Dialpad 電話サービスへの接続機能のみの契約終了を含む）を知得した時

(15)第 22 条第 1 項第(2)

Dialpad 電話用回線から、多数の不完了呼（発信者が相手先の応答前に発信を取り止めた呼をいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。

(16)第 22 条第 1 項(5)

本特約第 3 条に規定する Dialpad サービスが利用中止になったとき。

(17)第 23 条第 1 項(5)

本特約第 3 条に規定する Dialpad サービスが利用停止になったとき。

(18)第 28 条第 1 項

Dialpad 電話契約者は、Dialpad 契約に規定するところにより、利用契約者回線を使用することができない場合においては、Dialpad 電話サービスを利用することはできません。

(19)第 29 条ア

Dialpad 電話サービスについて、協定事業者の緊急通報番号

（電気通信番号規則に規定する緊急通報番号（110 番、118 番又は 119 番）をいいます。）

(20)別記 1(1)イ

相互接続点又はサービス接続点から当社が指定した回線の終端間のもの

(21)別記 1(1)オ

相互接続点又はサービス接続点から取扱地域間のもの

(22)別記 1(2)イ

相互接続点又はサービス接続点から当社が指定した回線の終端間のもの

第 7 条 料金表は、以下のとおり内容を変更して適用します。

1. 通則 4 を以下の内容に変更します。

当社は、Dialpad 電話サービスについては、月額料金にはその利用日数に応じた日割は適用しません。月額料金は、開通工事の完了した日の翌月 1 日から課金開始とし、解約工事の完了した日の前日を含む月の末日を課金終了とします。また、同一月内に開通・解約が行われた場合でも、最低 1 ヶ月分の料金が発生します。ただし、以下の場合を除きます。

第 33 条（月額料金の支払義務）第 4 項第 3 号、第 8 項第 2 号の表の規定に該当するとき。

2. 第 1 表料金 第 1 月額料金 1 適用 を以下のとおりとします。

月額料金の適用については、第 33 条（月額料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) 音声通信番号の付与に係る料金の適用

イ Dialpad 電話契約者は、その指定回線に係る 1 の音声通信番号について、2（料金額）に規定する(1)番号基本料の支払いを要するものとします。

(2) ユニバーサルサービス料の適用

約款料金表 第 1 表料金 第 1 月額料金 1 適用 (6)ユニバーサルサービス料の適用 に記載の通りとします。ただし、第 2 種音声通信番号の場合のみ適用します。

(3) 電話リレーサービス料の適用

約款料金表 第 1 表料金 第 1 月額料金 1 適用 (6)の 2 電話リレーサービス料の適用 に記載の通りとします。

ただし、第2種音声通信番号の場合のみ適用します。

3. 第1表料金 第1月額料金 2料金額 を以下のとおりとします。

(1) 番号基本料

区分	単位	料金額 (月額)
Dialpad 電話サービスに係るもの	1の第2種音声通信番号ごとに	500円 (税抜)

番号基本料は、開通工事の完了した日の翌月1日から課金開始とし、解約工事の完了した日の前日を含む月の末日を課金終了とします。同一月内に開通・解約が行われた場合でも、最低1ヶ月分の料金が発生します。

(2) ユニバーサルサービス料

約款料金表 第1表料金 第1月額料金 2料金額 (6)ユニバーサルサービス料に記載の通りとします。

(3) 電話リレーサービス料

約款料金表 第1表料金 第1月額料金 2料金額 (7)電話リレーサービス料に記載の通りとします。

(4) 付加機能使用料

区分	単位	料金額 (月額)
17 登録番号通知機能	1の音声通信番号ごとに	100円 (税抜)
備考	<p>利用者にあらかじめ指定された指定回線から行う国内通信について、当該指定回線に係る音声通信番号に替えて、電話サービス等契約約款に規定する登録番号を着信先の他の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は契約者回線等へ通知する機能をいいます。 (商品名：フリーコール番号通知サービス)</p> <p>(1) Dialpad 電話サービスの第2種音声通信番号の契約者に限り提供します。 (2) 登録番号通知機能の使用料は、開通工事の完了した日の翌月1日から課金開始とし、解約工事の完了した日の前日を含む月の末日を課金終了とします。同一月内に開通・解約が行われた場合でも、最低1ヶ月分の料金が発生します。 (3) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>	
14 一括転送機能	1の音声通信番号ごとに	500円 (税抜)
備考	<p>音声通信番号に着信する通信を、一括して操作を行うことにより、利用者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送する機能をいいます。 (商品名：一括転送)</p> <p>(1) Dialpad 電話サービスの第2種音声通信番号の契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1の第2種音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) この機能に係る音声通信については、発信者からこの機能を利用している電気通信番号への通信と、その電気通信番号から転送先の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線、指定回線又は契約者回線等への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態となった時刻に双方の通信ができる状態になったものとして測定することとします。 (4) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証しないことがあります。 (5) 当社は、この機能に係る転送先からその転送される通信について、間違い通信であるため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>	

4. 第1表料金 第2通信料金 1適用を以下のとおりとします。

通信料金の適用については、第34条(通信料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) 料金額の設定

約款料金表 第1表料金 第2通信料金 1適用 (1)料金額の設定 に記載の通りとします。

(2) 音声通信の種類

ア 約款料金表 第1表料金 第2通信料金 1適用 (2)音声通信の種類 に記載の通りとします。

イ 約款料金表 第1表料金 第2通信料金 1適用 (2)音声通信の種類 に記載の通りとします。

(3) 通信時間の測定等

約款料金表 第1表料金 第2通信料金 1適用 (4)通信時間の測定等 に記載の通りとします。

(4) 当社の機器の故障により通信時間が正しく算定できなかった場合の料金の取扱い
 約款料金表 第1表料金 第2通信料金 1適用 (5)当社の機器の故障により通信時間が正しく算定できなかった場合の料金の取扱い に記載の通りとします。

(5) 通信料金の計算方法
 約款料金表 第1表料金 第2通信料金 1適用 (6)通信料金の計算方法 に記載の通りとします。

5. 第1表料金 第2通信料金 2料金額 を以下のとおりとします。

(1) 国内通信に係るもの

ア オフネット通信に係るもの

(ア) 固定系電話設備への着信

区分	料金額 (3分ごとに)
Dialpad 電話サービスに係るもの	7.9円 (税抜)

(イ) 特定IP電話設備への着信 (ア)を除くもの)

区分	料金額 (3分ごとに)
Dialpad 電話サービスに係るもの	8円 (税抜)

(ウ) 第1種移動体電話設備への着信

区分	料金額 (1分ごとに)
Dialpad 電話サービスに係るもの	16円 (税抜)

当社の第1種移動体電話設備 (旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。)に着信する国内通信 (一括転送機能を利用して行った Dialpad 電話契約者回線から転送先への通話に関わるものは除きます。)について、当欄の規定にかかわらず、その通信料金の支払いを要しないこととします。

(エ) 第2種移動体通信設備への着信 (第2種音声通信番号を用いた通信の場合はウを適用します)

区分	料金額	
Dialpad 電話サービスに係るもの	第1種音声通信番号に係るもの	10円 (1の音声通信ごとに) (税抜)
		10円 (1分ごとに) (税抜)

(2) 国際通信に係るもの

約款料金表 第1表料金 第2通信料金 2料金額 (2) 国際通信に係るもの ウ ② プラン2及びプラン3に係るものに記載の通りとします。ただし、第1種音声通信番号を用いた通信の場合、以下の通りとします。

地域区分	国番号	0AB-J 番号		050 番号	
		最初の1分まで	1分経過後 1分までごとに	最初の1分まで	1分経過後 1分までごとに
アイスランド	354	69	70	69	70
アイルランド	353	19	20	19	20
アゼルバイジャン	994	69	70	69	70
アセンション島	247	179	180	179	180
アゾレス諸島	351	34	35	34	35
アフガニスタン	93	159	160	159	160
アメリカ	1	8	9	8	9
アラスカ	1	8	9	8	9
アラブ首長国連邦	971	49	50	49	50
アルジェリア	213	126	127	126	127
アルゼンチン	54	49	50	49	50
アルバ	297	79	80	79	80
アルバニア	355	119	120	119	120

アルメニア	374	201	202	201	202
アンギラ	1	79	80	79	80
アンゴラ	244	44	45	44	45
アンティグア・バーブーダ	1	79	80	79	80
アンドラ	376	40	41	40	41
イエメン	967	139	140	139	140
イギリス	44	19	20	19	20
イスラエル	972	29	30	29	30
イタリア	39	19	20	19	20
イラク	964	224	225	224	225
イラン	98	79	80	79	80
インド	91	79	80	79	80
インドネシア	62	44	45	44	45
ウガンダ	256	49	50	49	50
ウクライナ	380	49	50	49	50
ウズベキスタン	998	99	100	99	100
ウルグアイ	598	59	60	59	60
英領バージン諸島	1	54	55	54	55
エクアドル	593	59	60	59	60
エジプト	20	74	75	74	75
エストニア	372	79	80	79	80
エスワティニ	268	44	45	44	45
エチオピア	251	149	150	149	150
エリトリア	291	124	125	124	125
エルサルバドル	503	59	60	59	60
オーストラリア	61	19	20	19	20
オーストリア	43	29	30	29	30
オマーン	968	79	80	79	80
オランダ	31	19	20	19	20
オランダ領アンティル	599	69	70	69	70
オランダ領セント・マーティン	1	69	70	69	70
ガーナ	233	69	70	69	70
カーボベルデ	238	74	75	74	75
ガイアナ	592	114	115	114	115
カザフスタン	7	69	70	69	70
カタール	974	111	112	111	112
カナダ	1	9	10	9	10

カナリー諸島	34	29	30	29	30
ガボン	241	69	70	69	70
カメルーン	237	79	80	79	80
韓国	82	29	30	29	30
ガンビア	220	114	115	114	115
カンボジア	855	89	90	89	90
北朝鮮	850	128	129	128	129
北マケドニア	389	79	80	79	80
ギニア	224	69	70	69	70
ギニアビサウ	245	256	257	256	257
キプロス	357	44	45	44	45
キューバ	53	111	112	111	112
ギリシャ	30	34	35	34	35
キリバス	686	154	155	154	155
キルギス	996	139	140	139	140
グアテマラ	502	49	50	49	50
グアドループ島	590	74	75	74	75
グアム	1	19	20	19	20
クウェート	965	79	80	79	80
クック諸島	682	154	155	154	155
グリーンランド	299	90	91	90	91
クリスマス島	61	19	20	19	20
グレナダ	1	112	113	112	113
クロアチア	385	100	101	100	101
ケイマン諸島	1	69	70	69	70
ケニア	254	74	75	74	75
コートジボワール	225	79	80	79	80
ココス諸島	61	19	20	19	20
コスタリカ	506	34	35	34	35
コンボ共和国	383	119	120	119	120
コモロ	269	79	80	79	80
コロンビア	57	44	45	44	45
コンゴ共和国	242	149	150	149	150
コンゴ民主共和国	243	74	75	74	75
サイパン	1	29	30	29	30
サウジアラビア	966	79	80	79	80
サモア	685	79	80	79	80

サントメ・プリンシペ	239	199	200	199	200
ザンビア	260	69	70	69	70
サンピエール島・ミクロン島	508	49	50	49	50
サンマリノ	378	59	60	59	60
シエラレオネ	232	174	175	174	175
ジブチ	253	124	125	124	125
ジブラルタル	350	89	90	89	90
ジャマイカ	1	74	75	74	75
ジョージア	995	100	101	100	101
シリア	963	109	110	109	110
シンガポール	65	29	30	29	30
ジンバブエ	263	69	70	69	70
スイス	41	39	40	39	40
スウェーデン	46	19	20	19	20
スーダン	249	124	125	124	125
スペイン	34	29	30	29	30
スペイン領北アフリカ	34	29	30	29	30
スリナム	597	79	80	79	80
スリランカ	94	74	75	74	75
スロバキア	421	44	45	44	45
スロベニア	386	99	100	99	100
赤道ギニア	240	119	120	119	120
セーシェル※1	248	254	255	254	255
セネガル	221	124	125	124	125
セルビア	381	119	120	119	120
セントクリストファー・ネイビス	1	112	113	112	113
セントビンセント・グレナディーン 諸島	1	79	80	79	80
セントヘレナ島	290	127	128	127	128
セントルシア	1	112	113	112	113
ソマリア	252	124	125	124	125
ソロモン諸島	677	158	159	158	159
タークス・カイコス諸島	1	112	113	112	113
タイ	66	44	45	44	45
台湾	886	29	30	29	30
タジキスタン	992	59	60	59	60
中央アフリカ	236	127	128	127	128
中国	86	28	29	29	30

タンザニア	255	79	80	79	80
チェコ	420	44	45	44	45
チャド	235	249	250	249	250
チュニジア	216	69	70	69	70
チリ	56	34	35	34	35
ツバル	688	119	120	119	120
ディエゴ・ガルシア	246	254	255	254	255
デンマーク	45	29	30	29	30
ドイツ	49	19	20	19	20
トーゴ	228	109	110	109	110
トケラウ諸島	690	158	159	158	159
ドミニカ共和国	1	34	35	34	
ドミニカ国	1	112	113	112	113
トリニダード・トバゴ	1	54	55	54	55
トルクメニスタン	993	109	110	109	110
トルコ	90	44	45	44	45
トンガ	676	104	105	104	105
ナイジェリア	234	79	80	79	80
ナウル	674	109	110	109	110
ナミビア	264	79	80	79	80
ニウエ	683	159	160	159	160
ニカラグア	505	54	55	54	55
ニジェール	227	69	70	69	70
ニューカレドニア	687	99	100	99	100
ニュージーランド	64	24	25	24	25
ネパール	977	105	106	105	106
ノーフォーク島	672	78	79	78	79
ノルウェー	47	19	20	19	20
バーレーン	973	79	80	79	80
ハイチ	509	74	75	74	75
パキスタン	92	69	70	69	70
バチカン市国	39	19	20	19	20
パナマ	507	54	55	54	55
バヌアツ	678	158	159	158	159
バハマ	1	34	35	34	35
パプアニューギニア	675	49	50	49	50
バミューダ島	1	49	50	49	50

パラオ	680	99	100	99	100
パラグアイ	595	59	60	59	60
バルバドス	1	74	75	74	75
ハワイ	1	8	9	8	9
ハンガリー	36	34	35	34	35
バングラディシュ	880	69	70	69	70
東ティモール	670	125	126	125	126
フィジー	679	49	50	49	50
フィリピン	63	34	35	34	35
フィンランド	358	29	30	29	30
ブータン	975	69	70	69	70
プエルトリコ	1	39	40	39	40
フェロー諸島	298	74	75	74	75
フォークランド諸島	500	189	190	189	190
ブラジル	55	29	30	29	30
フランス	33	19	20	19	20
フランス領ギアナ	594	49	50	49	50
フランス領ポリネシア	689	49	50	49	50
ブルガリア	359	79	80	79	80
ブルキナファソ	226	79	80	79	80
ブルネイ	673	61	62	61	62
ブルンジ	257	69	70	69	70
米領サモア	1	49	50	49	50
米領バージン諸島	1	19	20	19	20
ベトナム	84	84	85	84	85
ベナン	229	79	80	79	80
ベネズエラ	58	49	50	49	50
ベラルーシ	375	79	80	79	80
ベリーズ	501	54	55	54	55
ペルー	51	54	55	54	55
ベルギー	32	19	20	19	20
ポーランド	48	39	40	39	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	387	59	60	59	60
ボツワナ	267	74	75	74	75
ボリビア	591	54	55	54	55
ポルトガル	351	34	35	34	35
香港	852	29	30	29	30

ホンジュラス	504	64	65	64	65
マーシャル諸島	692	109	110	109	110
マイヨット島	262	79	80	79	80
マカオ	853	54	55	54	55
マダガスカル	261	159	160	159	160
マディラ諸島	351	34	35	34	35
マラウイ	265	126	127	126	127
マリ	223	54	55	54	55
マルタ	356	69	70	69	70
マルチニーク島	596	54	55	54	55
マレーシア	60	29	30	29	30
ミクロネシア	691	78	79	78	79
南アフリカ	27	74	75	74	75
南スーダン	211	124	125	124	125
ミャンマー	95	89	90	89	90
メキシコ	52	34	35	34	35
モーリシャス	230	69	70	69	70
モーリタニア	222	79	80	79	80
モザンビーク	258	126	127	126	127
モナコ	377	24	25	24	25
モルディブ	960	104	105	104	105
モルドバ	373	101	102	101	102
モロッコ	212	69	70	69	70
モンゴル	976	59	60	59	60
モンセラット	1	112	113	112	113
モンテネグロ	382	119	120	119	120
ヨルダン	962	109	110	109	110
ラオス	856	104	105	104	105
ラトビア	371	89	90	89	90
リトアニア	370	59	60	59	60
リビア	218	69	70	69	70
リヒテンシュタイン	423	29	30	29	30
リベリア	231	74	75	74	75
ルーマニア	40	59	60	59	60
ルクセンブルグ	352	34	35	34	35
ルワンダ	250	124	125	124	125
レソト	266	69	70	69	70

レバノン	961	111	112	111	112
レユニオン	262	69	70	69	70
ロシア	7	44	45	44	45
ワリス・フテyna諸島	681	219	220	219	220
イリジウム衛星携帯電話	8816	377	378	377	378
イリジウム衛星携帯電話	8817	377	378	377	378
インマルサット M 設備	870	362	363	362	363
インマルサット BGAN 設備	870	208	209	208	209
インマルサット Fleet 設備	870	208	209	208	209
スラヤー衛星携帯電話	88216	272	273	272	273
ソフトバンク衛星電話	88216	272	273	272	273

6. 第1表料金 第3附帯サービスに関する料金 1料金額 を以下のとおりとします。

ア 通信料金明細書に係るもの

約款料金表 第1表料金 第3附帯サービスに関する料金 1料金額 ア 通信料金明細書に係るもの に記載の通りとします。

7. 第2表工事に関する費用 第1工事費（附帯サービスに関するものを除きます。） 1 適用を以下のとおりとします。

Dialpad 電話サービスに関する工事費の適用については、第35条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) 工事費の算定

工事費は、工事を要することとなる Dialpad 電話サービス取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。

(2) 工事の適用区分

Dialpad 電話サービスに係る工事の区分は次のとおりとします。

工事の区分	適用
1 音声通信番号の付与に係る工事	音声通信番号を付与する場合に適用します。
2 番号ポータビリティに係る工事	一般番号ポータビリティを行う場合に適用します。
3 基本機能及び付加機能の利用開始に関する工事—一括転送機能	一括転送機能を利用する場合に適用します。
4 利用箇所の変更に伴う第2種音声通信番号の継続利用に係る工事	利用箇所の変更に伴い、第2種音声通信番号を継続して利用する場合に適用します。

8. 第2表工事に関する費用 第1工事費（附帯サービスに関するものを除きます。） 2 工事費の額を以下のとおりとします。

(1) Dialpad 電話サービスに係るもの

区分	工事費の種別	単位	工事費の額
1 音声通信番号の付与に係る工事	取扱所内工事費	1の第2種音声通信番号ごとに	1,000円（税抜）
2 番号ポータビリティに係る工事		1の第2種音声通信番号ごとに	2,000円（税抜）
3 基本機能及び付加機能の利用開始に関する工事—一括転送機能		1の第2種音声通信番号ごとに	1,000円（税抜）
4 利用箇所の変更に伴う第2種音声通信番号の継続利用に係る工事		1の第2種音声通信番号ごとに	1,000円（税抜）

9. 調査費の適用

(1) 調査費の区分

調査の区分	適用
1. 電話回線に係る調査	Dialpad 電話サービスの申込に際し、当該電話回線の調査を行う場合に適用します。

(2) 調査に関する費用

区分	単位	工事費の額
1. 電話回線に係る調査	1の調査ごとに	18,000円(税抜)
	1の音声通信番号ごとに	1,000円(税抜)

調査に関する費用には、活動拠点への移動にかかる費用を含みません。移動にかかる費用は別途請求させていただく場合があります。

(約款の適用除外)

第8条 当社は、本サービスを提供するため、次の各号に掲げる約款の各条文については適用しないものとします。

- 第11条
- 第15条
- 第28条第2項
- 第38条の3
- 第43条の5
- 別記1(1)ウ
- 別記1(1)エ
- 別記16
- 別記17(3)
- 別記19

第7条の2 当社は、電話サービス約款 料金表 第1表 料金 第1月額料金 1適用の(14)の4の条文については適用しないものとします。

(番号付与特定ライセンス)

第9条 Dialpad 契約に基づき提供されるライセンスの内、当社が本サービスの音声通信番号を付与するものは、下表の「ライセンス名」に掲載するライセンスを対象とし、それぞれ付与できる音声通信番号の種類は「○」で表したものとします。ただし、第2種音声通信番号を付与できるライセンスは、下表で示されたライセンスのうち、Dialpad 社が定めたライセンスに限ります。

プロダクト	グレード	第1種音声通信番号	第2種音声通信番号
Talk	Standard	○	○
	Professional	○	○
	Enterprise	○	○
Sell	Professional	○	○
	Enterprise	○	○
追加番号ライセンス	—	○	○
デスクフォンライセンス	—	○	○
Talk Dialpad for 050 (トライアル)	—	○	—
Sell Dialpad for 050(トライアル)	—	○	—
デスクフォンライセンス (トライアル)	—	○	—

(トライアル利用中の適用条件)

第10条 Dialpad 契約が第9条で定めるトライアル対象のライセンスである場合、本サービスには以下の条件が適用されます。

- (1) Dialpad 電話契約者のトライアル利用中の通話履歴や本サービスのご利用内容等について確認させていただく場合があります。
- (2) Dialpad サービスを使用して本サービス以外を使った音声発信を行った場合は、当該本サービス以外の音声通話にかかる通話料が発生します。
- (3) 当社は、Dialpad 電話契約者が、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、何ら事前の通知又は催告を要せず本サービスの一部もしくは全部の停止、又は、解除をすることができるものとします。
 - (ア) Dialpad 電話契約者が電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業を営んでいることが判明したとき。
 - (イ) トライアルとは別目的での利用と当社が判断したとき。
 - (ウ) その他本サービスを提供することが困難となる事由が生じたとき。

(本サービスの提供条件)

第11条 本サービスは法人向けに提供します。ただし、電気通信事業法に定める電気通信事業を営んでいるものへは提供しません。また、本サービスの再販はできません。本条の条件を満たさないと当社が認めた場合は、本サービスは終了したものととして取り扱います。

(パーソナルデータの取り扱い)

第 12 条

- 1 当社は、「プライバシーポリシー」に定めるところにより、パーソナルデータ（お申込時又はサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する個人情報を含むすべてのお客様に係る情報をいいます。以下同じとします。）を利用するものとします。
- 2 当社は、本サービス提供元（Dialpad, Inc.）から請求があった場合、本サービスに関する顧客情報すべてを本サービス提供元に提供することがあります。
- 3 本サービス提供元の所在国（アメリカ合衆国カリフォルニア州）の個人情報保護制度及び本サービス提供元の措置は以下の通りです。
 - (1) 保護制度：個人情報保護委員会の調査結果
(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf)をご参照ください。
 - (2) 措置：本サービス提供元の安全管理措置等を確認し、当社が定める契約を締結することにより、本サービス提供元は、個人データの取り扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じています。
- 4 当社は、お客様が本サービスの利用に際し当社に提供した以下の情報を法令に基づき適切に保管いたします。
 - (1) 本サービスのユーザーID 及びパスワード
 - (2) 本サービスを利用する従業員等の氏名、所属部署及び役職
 - (3) 当社は、お客様による本サービスのご利用状況を、本サービス提供元から取得することができるものとします。
- 5 当社は、お客様のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

附 則

（実施期日）

- 1 本特約は、2023 年 1 月 16 日から実施します。

（工事に関する費用に係わる経過措置）

- 2 2022 年 7 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの間に Dialpad 電話契約を解約した Dialpad 契約者は、当該解約に伴う一般番号ポータビリティについて、番号ポータビリティに係わる工事費の支払いを要しないものとします。

2023.01-1 版